

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市の建設工事に係る総合評価方式入札の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この要綱において使用する用語の意義は、我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱（平成16年告示第16号）において使用する用語の例による。

(総合評価方式の型式)

**第3条** この要綱に基づき実施する総合評価方式の型式は、国土交通省の定める特別簡易型とする。

(対象工事及び参加対象者)

**第4条** 総合評価方式による入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 設計金額が5,000万円以上の建設工事（特定建設工事共同企業体に発注する建設工事を除く。）
- (2) その他市長が必要があると認めた建設工事

2 対象工事への参加対象者は、次の表の中欄に掲げる設計金額に応じ、それぞれ右欄に掲げる者とする。

対象工事	設計金額	参加対象者
軽微な建設工事	130万円以上 500万円未満	有資格者のうち一般建設業許可を有する市内建設業者
小規模建設工事	500万円以上 5,000万円未満	有資格者のうち経営事項審査結果に基づく総合点数（以下「経審点数」という。）が400点以上の市内建設業者
中規模建設工事	5,000万円以上 1億5,000万円未満	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 有資格者のうち特定建設業許可を有する市内建設業者及び準市内建設業者 (2) 有資格者のうち特定建設業許可を有する柏市に本店を有する建設業者で経審点数が700点

		以上のもの
大規模建設工事	1億5,000万円以上	別に定めるもの

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に基づく入札によらないことができる。

- (1) 工期等の施工条件に照らして、総合評価方式によることが適当でない場合
- (2) 発注する工事に特殊な機械又は専門的技術を要するため契約の相手方が特定される場合  
(入札参加資格要件)

**第5条** 対象工事への参加対象者の入札参加資格要件は、次の各号に定める建設工事につきそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 軽微な建設工事及び小規模建設工事 次のいずれにも該当すること。

ア 発注工種について登録簿に登録があること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。

ウ 第8条第1項に規定する公告の日から入札執行日までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）に基づく指名停止措置を受けていないこと及び我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年告示第84号）に基づく措置要件該当者であると認められた者でないこと。

エ 対象工事に適正な技術者を配置できること。

オ 入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

ク 役員等（参加者が個人である場合には当該個人を、参加者が法人である場合には当該法人の役員又は当該法人の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

ケ 第8条第1項に規定する公告の日前1年以内に市発注の工事の成績について通知を受けた

者にあつては、当該工事の成績に60点未満のものがないこと。

(2) 中規模建設工事 前号に定める要件に該当するほか、過去10年間に官公庁発注の同種工事の施工実績があること。

(3) 大規模建設工事 発注主管課長が我孫子市建設工事等入札及び契約制度検討委員会及び我孫子市入札等審査会の意見を基に策定し、市長の決裁を得て決定する。

(落札者決定基準等)

**第6条** 令第167条の10の2第3項の規定により定める落札者決定基準は、評価基準、評価の方法その他の基準とする。

2 市長は、前項に規定する落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（他の工事の発注者の立場での実務経験を有している者等を含む。）に意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

(評価基準)

**第7条** 前条第1項の評価基準は、次の各号に定める項目につきそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 評価項目 評価項目は、工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分 各評価項目に対する得点配分は、その必要度又は重要度に応じて定めるものとする。

(3) 評価項目の得点 評価項目の得点は、評価項目ごとに求めるものとする。この場合において、小数点以下第3位があるときは、これを四捨五入し、小数点以下第2位まで算出するものとする。

(4) 加算点 評価項目毎の得点の合計を加算点とし、当該加算点は、10点から30点までの範囲内で定めるものとする。

(入札公告)

**第8条** 総合評価方式入札により建設工事に係る請負契約を締結しようとするときは、令第167条の6及び第167条の10の2第6項に規定するもののほか、次の事項について公告しなければならない。

(1) 次条第1項の規定により提出を求める書類の内容及び提出期限

(2) その他市長が必要があると認める事項

2 前項の公告をしたときは、我孫子市ホームページに掲載する。

(入札に必要な書類の提出等)

**第9条** この要綱に基づき入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、価格以外の条件についての評価を行うために総合評価方式入札参加資格審査申請書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、書留若しくは簡易書留又は電子入札システムの方法により市長に提出しなければならない。

- (1) 企業施工実績届（様式第2号）
- (2) 配置予定技術者施工経験届（様式第3号）
- (3) 各様式で指定された添付書類
- (4) 第8条第1項に規定する公告で求めた書類

2 前項の規定により提出された申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、返却しない。

3 申請書等を提出しない入札者による入札又は申請書等に必要事項が記載されていない入札者による入札は、無効とする。

4 申請書等の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(評価の方法)

**第10条** 価格以外の条件に係る評価は、標準点（100点）に加算点を加えた点数を当該入札者の入札価格で除した数値に予定価格を乗じて得た数値（以下「評価値」という。）により行う。この場合において、小数点以下第3位があるときは、これを四捨五入し、小数点以下第2位まで算出するものとする。

(落札者の決定)

**第11条** 落札者の決定は、次の各号のいずれにも該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。
- (3) 最低制限価格を設定した場合にあっては、当該価格を下回らないこと。

2 評価値の最も高い者が2以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせて決定するものとする。

(入札の無効)

**第12条** 次の各号（電子入札にあっては、第5号から第8号までを除く。）のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）第130条各号に該当するもの
- (2) 入札の際に提出された工事内訳書の合計金額と入札書に記載した金額が一致しないもの
- (3) 入札書の記載事項に誤記又は記入漏れがあるもの
- (4) 入札書の入札金額の記載が訂正されているもの
- (5) 入札書に代表者又は年間代理人の記名押印がないもの
- (6) 入札書を入れた封筒に封かん（割印）がないもの
- (7) 誓約書が同封されていないもの
- (8) 年間代理人が行う入札において市長が指定する日までに使用印鑑届兼委任状の写しが提出されないもの
- (9) 所定の入札保証金を納付していない者（納付を免除された者を除く。）が行ったもの
- (10) 落札資格決定の日までに市発注の工事成績について通知を受けた者で、当該工事の成績に60点未満の通知があったものが行ったもの  
(申請書等の取扱い)

**第13条** 市長は、入札者が提出した申請書等を入札者の資格の審査及び評価項目の審査の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、申請書等を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。

2 入札者から提出された申請書等は、公表しないものとする。  
(提案事項の担保)

**第14条** 市長は、対象工事の落札者が行った技術提案について、当該技術提案が確実に履行できるようにするため、契約、施工管理、検査等の各段階において必要な措置を講ずるものとする。ただし、落札者の決定の際に採用されなかった技術提案については、この限りでない。  
(入札結果の公表)

**第15条** 市長は、総合評価方式により落札者を決定したときは、速やかに落札者、申請書等の評価の結果、入札価格及び評価値について公表しなければならない。

2 前項の公表は、我孫子市ホームページに掲載する方法による。  
(評価の説明)

**第16条** 入札者のうち落札者とならなかったものは、前条の公表を行った日の翌日から起算して5日（我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日を除

く。)以内に、市長に対し、落札者として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(補則)

**第17条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に公示する入札について適用する。

(我孫子市総合評価落札方式の試行に関する要綱の廃止)

2 我孫子市総合評価落札方式の試行に関する要綱(平成20年告示第202号)は、廃止する。

**附 則**(平成24年4月12日告示第128号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札(建設工事)実施要綱の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札(建設工事以外)実施要綱の規定及び第3条の規定による改正後の我孫子市総合評価方式入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

**附 則**(平成25年11月1日告示第238号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札(建設工事)実施要綱の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札(建設工事以外)実施要綱の規定、第3条の規定による改正後の我孫子市郵便入札実施要領の規定及び第4条の規定による改正後の我孫子市総合評価方式入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

**附 則**(平成29年3月23日告示第74号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市公募型プロポーザル実施要綱の規定及び第3条の規定による改正後の我孫子市総合評価方式入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札及びプロポーザルについて適用し、同日前に公示した入札及びプロポーザルについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成29年9月21日告示第226号）

この告示は、公告の日から施行する。